

処 分 基 準

令和 6 年12月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の13第 2 項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の返納命令
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第14条
処 分 基 準： 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が道路交通法第51条の13第 2 項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。 ここで同項第 3 号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命じる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課駐車対策室 電話095-820-0110（内線5261）
備 考：